

登録申請書の記載事項等

1 登録申請者

登録申請者は、登録を受けようとする者となります。

登録を受けようとする者が法人である場合は、法人登記による名称及び代表者の職・氏名を記載してください。

屋外広告業登録申請書（第10号様式。以下「申請書」という。）は2部提出（1部写し可）であり、1部に10,000円分の高知県収入証紙を添付してください。

2 法人役員

申請書に、法人役員全員の職・氏名を記載のうえ（記載欄が不足する場合は別紙で結構です）、法人役員全員の略歴書を添付してください。

なお、法人役員とは次に掲げる方とし、監査役は含まないものとします。

- ・業務を執行する社員……………合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員
- ・取締役……………有限会社、株式会社の取締役
- ・執行役……………株式会社の執行役

3 法定代理人

登録申請者が個人であって未成年者である場合は、申請書に法定代理人の氏名、住所等を記入してください。

なお、登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、法定代理人の略歴書及び住民票抄本を添付してください。

4 営業所及び業務主任者

高知市を除く高知県内で、屋外広告業を営む営業所を記載してください。

営業所ごとに業務主任者の設置義務があるので、全ての営業所について業務主任者氏名の記載が必要です。業務主任者については、資格を証明する書類の写し及び住民票の抄本を添付してください。

なお、業務主任者の資格を証明する書類の写しは、更新の場合で業務主任者に変更がない場合は不要です。ただし、住民票の抄本は必要です。

新規・更新登録等の添付書類等

1 誓約書（第11号様式）

誓約書は、登録申請者（登録申請者が法人である場合はその役員全員、登録申請者が個人であって営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は法定代理人を含む。以下同じ。）が条例第37条に規定する登録の拒否要件に該当しない旨を誓約する書類であり、登録申請者が代表して提出してください。（1申請に1部となります。）

2 略歴書（第12号様式）

登録申請には、登録申請者（法人である場合は、法人及びその役員全員）の略歴書の提出が必要です。

3 住民票抄本

登録申請者が個人の場合は、登録申請者の住民票抄本の提出が必要です。

業務主任者については、登録申請者の個人、法人の別にかかわらず、業務主任者全員の住民票抄本が必要です。

4 登記事項証明書又は登記簿謄本、住民票抄本の取扱

登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は登記簿謄本（以下「登記事項証明書」という。）及び住民票抄本については、発行3か月以内のもの、写しは不可となります。

5 新規・更新登録添付書類

屋外広告業登録申請書（第10号様式）に、10,000円分の高知県収入証紙を添え、次の書類を添付して申請してください。

○登録申請者が法人の場合の添付書類

提出書類	登録申請者	法人役員(全員)	業務主任者(全員)	法定代理人(未成年の場合)
誓約書	○	—	—	/
略歴書	○	○	—	
登記事項証明書	○	—	—	
住民票抄本	—	—	○	
資格証明書	—	—	○	

※ 法人役員の住民票抄本が必要な場合があります。

○登録申請者が個人の場合の添付書類

提出書類	登録申請者	法人役員(全員)	業務主任者(全員)	法定代理人(未成年の場合)
誓約書	○	/	—	—
略歴書	○		—	○
登記事項証明書	—		—	—
住民票抄本	○		○	○
資格証明書	—		○	—

※ 登記事項証明書及び住民票抄本については、発行日から3か月以内のもの。コピーは不可。
(変更届出においても同じ。)

※ 法定代理人の略歴書及び住民票抄本は、登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合に提出する。

6 変更届出添付書類

屋外広告業登録事項変更届出書（第15号様式）に、次の書類を添付して届出してください。

○変更届出の添付書類

変更事項		添付書類
商号、名称又は氏名及び住所の変更	法人	・ 登記事項証明書
	個人	・ 住民票抄本
営業所の名称及び所在地の変更		・ 登記事項証明書（商業登記の変更が必要な場合）
営業所の追加又は削除		・ 登記事項証明書（商業登記の変更が必要な場合）
法人の役員の変更		・ 登記事項証明書 ・ 誓約書 ・ 略歴書
法定代理人の変更 (登録申請者が個人の場合)		・ 誓約書 ・ 略歴書 ・ 住民票抄本
業務主任者の変更		・ 業務主任者の資格証明書類写し ・ 住民票抄本

7 申請書、届出書等の提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 土木部 都市計画課

TEL : 088-823-9846